

令和4年(2022年)2月

保護者様

箕面市教育委員会  
子ども未来創造局 保育幼稚園利用室長

新型コロナウイルス感染症にかかる家庭保育協力のお願い  
及び保育料等の減免期間の延長について(お知らせ)

平素より本市保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症(以下、「コロナ」という。)の新規感染者数が急激に増加していることを受け、令和4年(2022年)1月27日から同年2月20日までの期間において、可能な範囲での家庭保育にご協力をお願いしておりました。

この度、大阪府におけるまん延防止等重点措置の実施期間が、同年3月6日まで延長されたことを受け、可能な範囲での家庭保育にご協力をお願いする期間を、下記のとおり延長いたします。  
保育施設内の感染防止を図り、休園を避けるとともに保育施設の職員体制を確保するため、家庭保育にご協力をお願いいたします。

なお、家庭保育にご協力いただいた期間については、0～2歳児クラスの保育料及び3～5歳児クラスの給食料を日割りで減免いたします。

## 記

### 1. 家庭保育のご協力について

#### ■対象者

保護者が仕事を休まれる等で家庭での保育が可能なかた

#### ■期間

令和4年(2022年)1月27日(木)～3月6日(日)(まん延防止等重点措置の適用期間)

\*感染状況等により延長する場合は改めてお知らせします。

### 2. 減免内容について

対象者・ 対象期間	<p>■対象者</p> <p>従来の減免対象①～③に、新たに④を追加します。</p> <p>① 児童本人がコロナに感染した場合や濃厚接触者となった場合(濃厚接触者でPCR検査の結果、陰性の場合も含む)</p> <p>② 児童と同居の家族がコロナに感染した場合や濃厚接触者となった場合(濃厚接触者でPCR検査の結果、陰性の場合も含む)</p> <p>③ コロナに伴い保育施設が休園した場合</p> <p>④ <u>①～③以外で保育施設を欠席した場合</u></p> <p>■対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・対象者①②は、保健所や医師等から自宅待機・療養と指定された期間</li><li>・対象者③は、保育施設が休園した期間(終日休園した日のみ対象)</li><li>・対象者④は、理由を問わず保育施設を欠席した期間</li></ul>
--------------	--

<p>減免の実施期間</p>	<p>■対象者①～③ 令和3年(2021年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日</p> <p>■対象者④ 令和4年(2022年)1月27日～<u>3月6日</u></p> <p>*いずれも、期間を延長する場合は改めてお知らせします。</p>
<p>減免額</p>	<p>■減免額の計算方法</p> <p>月額保育料÷開園日数(25日)×欠席日数 月額給食料÷開園日数(25日)×欠席日数</p> <p>*欠席日数は、日曜・祝日を除きます。</p> <p>*普段、土曜日に登園されていないかたについても、欠席日数に土曜日を含んで計算します。</p> <p>*開園日数は一律「25日」とします(国の基準)。</p>
<p>減免方法</p>	<p>■公立保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料・給食料ともに、欠席された月の翌々月以降にお支払い予定の金額から、減免額を差し引きます。</li> <li>・差し引くことができない場合は、口座振替で登録している口座に、市から減免額を振り込みます(口座が未登録のかたは別紙「口座登録用紙」の提出が必要です)。</li> <li>・滞納がある場合は、滞納金に充てさせていただきます。</li> </ul> <p>■民間保育園</p> <p>【保育料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欠席された月の翌々月以降にお支払い予定の保育料から、減免額を差し引きます。</li> <li>・差し引くことができない場合は、口座振替で登録している口座に、市から減免額を振り込みます(口座が未登録のかたは別紙「口座登録用紙」の提出が必要です)。</li> <li>・滞納がある場合は、滞納金に充てさせていただきます。</li> </ul> <p>【給食料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通園する保育施設から精算します。各施設によって精算方法や時期が異なりますので、各施設からの案内をお待ちください。</li> </ul> <p>■認定こども園・地域型保育事業所</p> <p>保育料・給食料ともに、通園する保育施設から精算します。各施設によって精算方法や時期が異なりますので、各施設からの案内をお待ちください。</p>

### 3. 減免手続きの手順について

#### ①保育施設を欠席する。

##### ■「対象者①～③」に該当する場合

→保育施設に欠席連絡する際に、「対象者①～③」に該当する旨を必ずお申し出ください。

→家庭保育協力のお願い期間外において、「対象者①～③」に該当する旨のお申し出がない場合、減免の対象とならない可能性があります。

■「対象者④」に該当する場合

→手続きは不要です。通常どおり保育施設に欠席連絡をしてください。

②保育施設が市に報告する。

各保育施設が減免対象の事由による欠席児童・欠席期間を集計し、毎月、市に報告します。市が報告内容を確認のうえ、減免額を決定します。

<注意事項>

■家庭保育協力のお願い期間外は、次の場合は減免対象になりませんのでご了承ください。

- ・保護者の仕事が休みになったことなどにより家庭保育をした場合。
- ・きょうだい別々の保育施設に通われている場合で、一方のお子様の保育施設が休園したことで、もう一方のお子様を家庭保育した場合。

例)上のお子様の保育施設が休園したことに伴い、下のお子様を家庭保育した場合

→上のお子様…コロナによる休園の場合は減免対象となります。

下のお子様…減免対象となりません。

4. 減免のスケジュールについて(公立保育所・民間保育園の場合)

①公立保育所の保育料・給食料、民間保育園の保育料は次のスケジュールで減免予定です。

なお、感染症の流行状況によっては、年度途中でスケジュールを見直す場合があります。

欠席発生月	減免を実施する月
R4年 1月	R4年 3月分の保育料・給食料から差し引きます。(充当)
R4年 2月	R4年 5月までに口座に振り込みます。(還付)
R4年 3月	

\*R4年2月、3月は、保育料・給食料から差し引くことができないため、減免額を口座に振り込みます。口座振替を未登録のかたは、別紙「口座登録用紙」を各保育施設を通じて市にご提出ください。

\*なお、年度途中で退園されたかたも、減免額を口座に振り込みますので、口座振替を未登録の場合は、別紙「口座登録用紙」を各保育施設を通じて市にご提出ください。

②公立保育所の保育料・給食料、民間保育園の保育料の減免については、振込み等をもって受領と認め、領収書を交付しません。

問い合わせ先

箕面市教育委員会 子ども未来創造局

保育幼稚園利用室 (子ども総合窓口)

〒562-0003

箕面市西小路4-6-1 (市役所別館2階)

TEL 072-724-6791

FAX 072-721-9907